株式会社フリーケアスタイル

指定地域密着型通所介護事業所

地域密着型お泊まりデイサービス虹Life

運営規程

第１条（事業の目的）

株式会社フリーケアスタイル（以下「法人」という。）が開設する指定地域密着型お泊まりデイサービス虹Lifeが行う指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他の従業者（以下「介護従業者等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

第２条（運営の方針）

１　事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うものとする。

２　利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

３　事業の実施にあたっては、小林市をはじめとする関係市町村、地域包括支援センター、医療機関、居宅介護支援事業所、その他関係機関との連携を密にし、総合的なサービスの提供に努める。

第３条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　地域密着型お泊まりデイサービス虹Life

（２）所在地　　宮崎県小林市細野3268番地1

（３）事業所番号　4590500221

第４条（職員の職種、員数及び職務内容）

１　管理者　１名以上（常勤）

管理者は、事業所の業務を統括し、従業者の管理及び利用者サービスの質の確保に努める。

２　介護従業者等

（１）生活相談員　　１名以上

（２）介護職員　　必要数

（３）看護職員　　必要数

（４）機能訓練指導員　　必要数

３　従業者の資質向上を図るため、研修の機会を確保する。

４　従業者は常に清潔保持に努め、利用者の健康状態に十分配慮するものとする。

５　業務量や利用状況に応じ、職員数は適切に増減する。

第５条（営業日及び営業時間）

１　営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 31 日から 1 月 2 日まで）を除く。国民の祝日は営業する。

２　前項の規定にかかわらず、土曜日から引き続き宿泊サービスを利用する者がある場合は、日曜日も営業する。

３　営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

４　サービスの提供時間は、午前 9 時 00 分から午後 4 時 10 分までとする。ただし、宿泊サービスを利用した日の翌日は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

５　前項のサービスの提供時間には、送迎に要する時間を含まない。

６　緊急時に対応できるよう、電話等により常時連絡可能な体制を整える。

第６条（利用定員）

１日当たりの利用定員は、18 名とする。

第７条（指定地域密着型通所介護の内容）

事業所が提供する指定地域密着型通所介護の内容は、次のとおりとする。

（１）食事の提供　　（２）入浴介助及び見守り　　（３）排泄及び移動の介助

（４）生活相談及び助言　　（５）機能訓練（日常生活動作訓練）　　（６）健康状態の確認

（７）レクリエーション活動　　（８）送迎サービス

第８条（宿泊サービス）

１　事業所は、指定地域密着型通所介護の提供時間以外の時間において、事業所の設備を利用し、介護保険給付の対象とならない宿泊サービスを提供する。

２　宿泊サービスの人員、設備及び運営に関する事項は、別に定める宿泊サービス運営規程による。

３　宿泊サービスの内容及び利用料金は、あらかじめ利用申込者に説明し、その同意を得るものとする。

第９条（利用料金）

１　指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示に基づく額とする。

２　法定代理受領サービスの場合は、利用者負担割合証に記載された割合の額とする。

３　その他利用者に負担を求める費用は、次のとおりとする。

（１）食事の提供に要する費用

（２）宿泊サービスに要する費用

（３）日常生活上必要となる費用で利用者負担が適当と認められるもの

４　前項の費用については、事前に文書で説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第１０条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、小林市内とする。

第１１条（サービス利用にあたっての留意事項）

利用者がサービスを利用する際の留意事項については、別に定める重要事項説明書に記載する。

第１２条（利用者の急変時の対応）

介護従業者等は、サービス提供中に利用者の体調急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医及び家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

第１３条（非常災害対策）

事業所は、非常災害に備え、別に定める非常災害対策計画に基づき、定期的に避難訓練その他必要な訓練を実施する。

第１４条（秘密保持）

介護従業者等は、正当な理由なく業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

第１５条（人権の擁護及び虐待防止）

事業所は、利用者の人権を擁護し、虐待の防止を図るため、次の措置を講ずるものとする。

（１）責任者の設置

（２）虐待の防止のための指針の整備

（３）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底

（４）従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施

第１６条（身体的拘束等の禁止）

１　事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

２　やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

３　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第１７条（感染症対策）

事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するため、指針の整備、対策を検討する委員会の定期的な開催及び従業者に対する研修及び訓練を実施する。

第１８条（業務継続計画）

事業所は、感染症及び災害発生時においても、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、研修及び訓練を行うものとする。

第１９条（その他運営に関する事項）

１　事業所の会計は、法人の他事業と区分して管理する。

２　介護従業者等は、利用者に対し、サービスの利用を強要し、又は金品その他の利益を収受してはならない。

３　全従業者に対し、認知症介護に関する基礎的研修を受講させるための措置を講ずる。

４　事業所は、従業者の心身の健康が損なわれることのないよう、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講ずる。

５　事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する諸記録を、その完結の日から５年間保存する。

第２０条（運営推進会議）

事業所は、地域との連携及び運営の透明性確保のため、運営推進会議を概ね６か月に１回以上開催し、その内容を公表する。

附　則

１　この規程は、令和８年５月１日から施行する。

２　令和８年 10 月１日に全部改正し、同日から施行する。